会員各位

荒井商事株式会社 アライオークション総合機械 栃木県小山市神鳥谷 2259-9 TEL:0285-39-8818

重要

アライオークション総合機械規約 改定のご案内

アライオークション総合機械規約改定

拝啓 清明の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素はアライオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度アライオークション総合機械規約の一部改訂を実施致します。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できるよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

施行日

2023年5月1日(月)

内 容

【規約改定】

- 1. 出品規定の一部追加、項目追加、変更
- 2. 落札規定の項目変更、削除
- 3. 決済規定の一部追加
- 4. 契約の解除の一部追加、項目追加

1. 出品規定の一部追加、項目追加、変更について

【IV.出品規定-1. 取引条件-(2)】

《現在》

(2) 出品者は、売買契約が成立した中古機械(以下、成約機械とも称します)については、当社が定める誓約書兼販売証明書の原本又は日本建設機械工業会が発行する譲渡証明書、及び新規登録、移転登録、抹消登録に必要な譲渡書類で、全国どこの陸運支局でも登録可能な書類(以下「譲渡書類」といいます。)、陸運支局管轄のナンバープレートをつけた成約機械については、譲渡書類を、それぞれ当社に提出するものとします。



《改定後》

(2) 出品者は、売買契約が成立した中古機械(以下、成約機械とも称します)については、当社が定める誓約書兼販売証明書の原本又は日本建設機械工業会が発行する譲渡証明書、及び新規登録、移転登録、抹消登録に必要な譲渡書類で、全国どこの陸運支局でも登録可能な書類(以下「譲渡書類」といいます。)、陸運支局管轄のナンバープレートをつけた成約機械については、譲渡書類を、それぞれ当社に提出するものとします。尚、誓約書兼販売証明書の提出は、原則、AI-NET(会員専用当社 Web サイト)よりオンライン提出するものとします。

【IV.出品規定-1. 取引条件-(10)】

《規定追加》

(10)市町村が交付する小型特殊自動車ナンバー付き機械・車両を出品する場合は、事前に返納手続きを行いナンバープレートが取り外された状態で搬入するものとします。

【IV.出品規定-3. 出品不可条件-(3)】

《現在》

(3)当社が委託する検査機関の基準にて機械の放射線量が 0.3 マイクロシーベルト/時間以上であるもの(尚、当社は、放射線量の測定結果及び放射線量の数値基準適合性に対し、一切の責任を負わないものとします)。



《改定後》

(3) 機械の放射線量(γ線)が 0. 3マイクロシーベルト以上であるもの。

2. 落札規定の項目変更、削除について

【V.落札規定-2. 書類-(3)】

《現在》

(3) 落札者が落札機械の移転抹消の依頼、クレーン書類の廃止の依頼をする場合、オークション終了後30分以内に当社に申告するものとします。



《改定後》

(3) 落札機械・落札車輌の車検満了日がオークション開催月から翌月末以内、または車検切れであった場合は、オークション終了後 30 分以内に落札者より当社に移転抹消の依頼があった際には、出品者にて移転抹消するものとし、ナンバー回収等の費用は出品店負担とします。

【V.落札規定-2. 書類-(4)】

《現在》

(4) クレーン書類「有」の機械を成約し、落札者より廃止の依頼があった場合には出品者にて廃止するものとします。



《改定後》

(4) クレーン書類「有」の機械・車輌が成約になった場合は、オークション終了後 30 分以内に 落札者より当社に廃止の依頼があった際には、出品者にて廃止するものとします。

【V.落札規定-2. 書類-(5)】

《現在》

(5)落札機械の車検満了日がオークション開催月から翌月末以内であった場合は、出品者にて移転抹消するものとし、ナンバー回収等の費用は出品者負担とします。



《改定後》

全文削除

3. 決済規定の一部追加について

【VI.決済- (2)】

《現在》

(2) 会員は、当社から送付されたオークション計算書に記載された売買価格、諸手数料(消費税及び地方消費税を含みます)を、オークション開催日当日を含む7日以内に、一括にて当社の指定する銀行口座に振込む方法により(振込手数料会員負担)支払うものとし、当社は着金確認をもって決済するものとします。尚、小切手による支払は認められないものとします。



《改定後》

(2) 会員は、当社から送付されたオークション計算書に記載された売買価格、諸手数料(消費税及び地方消費税を含みます)を、オークション開催日当日を含む7日以内に、一括にて当社の指定する銀行口座に振込む方法により(振込手数料会員負担)支払うものとし、当社は着金確認をもって決済するものとします。また原則、現金での支払い受付は行わないものとします。尚、小切手による支払は認められないものとします。

4. 契約の解除の一部追加、項目追加について

【VII.契約の解除-1.所有権等の疑義と契約解除-(1)】

《現在》

(1)落札機械について、IV.3 項 (2) 号及び (7) 号に該当する事由が存する場合には、落札者は、 当該事由に該当することを当社に申立するとともに、当社が、落札者からの申立を認めた場合に 限り、売買契約を解除することができるものとします。なお、売買契約が解除された場合、警察、 行政当局の指示により出品者に機械が返還されない場合や、返還された機械がいかなる状態であっても、出品者は、受領した機械代金、落札者が負担した実費 (逸失利益および違約金等を除く) を支払うものとし、当社は契約解除が成立した後、オークション計算書にて、機械代金、実費を 請求するものとします。また、本号による契約解除は、出品者に対するペナルティ(当社裁量に よる)の対象となります。

但し、当該機械が日本国外へ輸出(国内税関等通過を含む)した場合、対象外とします。



《改定後》

(1)落札機械について、IV.3 項 (2) 号及び (7) 号に該当する事由が存する場合には、落札者は、 当該事由に該当することを当社に申立する (同 (7) 号に該当することによる申立期限はオークション日を起算日として90日を限度とします) とともに、当社が、落札者からの申立を認めた場合に限り、売買契約を解除することができるものとします。なお、売買契約が解除された場合、警察、行政当局の指示により出品者に機械が返還されない場合や、返還された機械がいかなる状 態であっても、出品者は、受領した機械代金、落札者が負担した実費(逸失利益および違約金等を除く)を支払うものとし、当社は契約解除が成立した後、オークション計算書にて、機械代金、 実費を請求するものとします。また、本号による契約解除は、出品者に対するペナルティ(当社 裁量による)の対象となります。

但し、当該機械が日本国外へ輸出(国内税関等通過を含む)した場合、対象外とします。

【VII.契約の解除 - 2.その他出品不可条件と契約解除 - (1)】 《規定追加》

(1) 落札機械について、IV.3 項 (3) 号及び (4) 号に該当する事由が存する場合には、落札者は、当該事由に該当することを当社に申立する (同 (3) 号に該当することによる申立期限はオークション日を起算日として90日を限度とします)とともに、当社が、落札者からの申立を認めた場合に限り、売買契約を解除することができるものとします。なお、売買契約が解除された場合、警察、行政当局の指示により出品者に機械が返還されない場合や、返還された機械がいかなる状態であっても、出品者は、受領した機械代金、落札者が負担した実費(逸失利益および違約金等を除く)を支払うものとし、当社は契約解除が成立した後、オークション計算書にて、機械代金、実費を請求するものとします。また、本号による契約解除は、出品者に対するペナルティ(当社裁量による)の対象となります。

但し、当該機械が日本国外へ輸出(国内税関等通過を含む)した場合、対象外とします。

【VII.契約の解除-2.その他出品不可条件と契約解除-(2)】 《規定追加》

(2) IV. 1項(2) 号から(4) 号は、前号による解除の場合にも適用されるものとします。

詳しくは弊社ホームページにてご確認ください。

URL: https://www.araiace.jp/pdf/download/download25_j.pdf